

第 4 9 号議案

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中

「

名 称	位 置
亀岡市立亀岡幼稚園	亀岡市下矢田町 1 丁目 1 番 1 号
亀岡市立第 2 亀岡幼稚園	亀岡市大井町並河検見ケ上 1 3 番地

」

を

「 名 称 亀岡市立幼稚園
位 置 亀岡市大井町並河検見ケ上 7 番地 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市立幼稚園条例第2条の規定の適用については、別に教育委員会規則で定める日までの間は、「亀岡市大井町並河検見ヶ上7番地」とあるのは、「亀岡市下矢田町1丁目1番1号」とする。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 市立幼稚園 2 園を統合し、新たに幼稚園を設置することに伴い、名称及び位置を定めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行すること。